

## 資料編



## 第2期西東京市文化財保存・活用計画 策定過程

### 1 策定委員会

学識経験者、文化財保護審議会委員、公募による市民、社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、文化芸術振興推進委員会委員等の委員 11 名で構成され、本計画にかかる事項について協議していただきました。

## ■ 第2期西東京市文化財保存・活用計画策定懇談会設置要領

### 第1 設置

第2期西東京市文化財保存・活用計画（以下「文化財保存・活用計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、第2期西東京市文化財保存・活用計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### 第2 検討事項

懇談会は、第2期文化財保存・活用計画の策定に関する次の事項について検討し、その検討の結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 文化財保存・活用計画に定める基本的な方針（以下「基本方針」という。）に関すること。
- (2) 基本方針に基づく具体的な計画内容に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

### 第3 組織

懇談会は、次に掲げる委員 12 人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 文化財保護審議会委員 2人
- (3) 公募による市民 3人以内
- (4) 西東京市社会教育委員設置条例（平成 13 年西東京市条例第 200 号）に基づく西東京市社会教育委員 1人
- (5) 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例（平成 13 年西東京市条例第 80 号）第6条の規定に基づく西東京市公民館運営審議会委員 1人
- (6) 西東京市図書館設置条例（平成 13 年西東京市条例第 81 号）第6条の規定に基づく西東京市図書館協議会委員 1人
- (7) 西東京市文化芸術振興条例（平成 21 年西東京市条例第 32 号）第8条の規定に基づく西東京市文化芸術振興推進委員会委員 1人
- (8) その他教育長が委員として適当と認めた者 1人

### 第4 任期

委員の任期は、第3に規定する依頼の日から第2に規定する教育長に報告する日までとする。

### 第5 座長及び副座長

委員会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 第6 会議

- 懇談会の会議は、座長が招集する。
- 2 懇談会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

### 第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### 第8 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

### 第9 報償

懇談会の委員（第3第4号に掲げる者を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

### 第10 庶務

懇談会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

### 第11 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

■ 委員名簿（敬称略）

区分	氏名
学識経験者	入井 徹
	○ 加藤 幸治
西東京市文化財保護審議会委員	◎ 鈴木 賢次
	都築 恵美子
公募による市民	瀧島 俊
	古山 和子
	矢野 明子
西東京市社会教育委員	小野 修平
西東京市公民館運営審議会委員	青木 美紀子
西東京市図書館協議会委員	長谷川 幸男
西東京市文化芸術振興推進委員会委員	濱崎 昌子

◎座長、○副座長

■ 開催状況

回	開催日	協議内容
第1回	令和5年9月22日	・委員依頼及び任命 ・文化財保存・活用計画について ・西東京市の文化保存活用計画の考え方
第2回	令和5年11月8日	・文化財の現状と課題について ・ワークショップ及びヒアリング調査概要 ・市民意識調査アンケート結果報告
第3回	令和5年12月6日	・第2期西東京市文化財保存・活用計画素案について
第4回	令和6年2月26日	・第2期西東京市文化財保存・活用計画素案について



## 2 市民参加

本計画策定に向けて、市民（15歳以上及び小学生・中学生）や市民団体等の意向を反映するため、さまざまな機会や手法により意見の集約を行いました。

### ① 市民（15歳以上）アンケート

目的	市民の文化財の保存・活用に対する考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とする
対象	住民基本台帳に登録された15歳（高校生）以上の男女個人2,000人（人口構成比に配慮し無作為抽出。13件宛所無しで返送）
調査期間	令和5年10月17日～10月31日
有効回収数	538票（有効回収率27.1%）

### ② 小・中学生アンケート

目的	小学5年生および中学3年生の文化財の保存・活用に対する考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とする
対象	595人（小学生258人、中学生337人）
調査期間	令和5年10月17日～10月31日
有効回収数	562票（有効回収率94.5%、小学生241票、中学生321票）

### ③ 市民団体ヒアリング

目的	市民団体・組織の文化財等に関わる活動の状況と、文化財の保存・活用に対する考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とする
対象	4団体（下保谷の自然と文化を記録する会、速間流田無ばやし保存会、中部地域協力ネットワーク、東伏見商栄会）
調査期間	令和5年11月～12月

④ 中学生ワークショップの実施詳細

ワークショップタイトル：西東京市の文化財 POP を作ろう 実施事項：西東京市の文化財に関する写真に POP を作成して PR ポイントや意見などを付箋に書き、自由に貼ってもらう。	
第1回	場所：郷土資料室 実施日時：12月1日（金）～1月7日（日）
第2回	場所：下保谷四丁目特別緑地保全地区母屋内 実施日時：12月9日（土） 10時～16時 ※下保谷四丁目特別緑地保全地区の紅葉イベントで実施
第3回	場所：東伏見コミュニティーセンター 実施日時：12月14日（木） 10時～16時
第4回	場所：西東京市役所田無庁舎2F入り口脇 実施日時：12月25日（月） 11時～16時

■ POP を考えてもらった文化財

				
武蔵野うどん	民具や農具	地藏菩薩	縄文土器	藍の栽培と藍玉
				
戦争遺産	田無神社本殿	茨木のり子	田無ばやし	民族学博物館
				
上保谷村絵図	郷土資料室	下野谷遺跡	屋敷林と民家	

■ ワークショップの状況

・ 第1回 郷土資料室



・ 第2回 下保谷四丁目特別緑地保全地区



・ 第3回 東伏見コミュニティーセンター



・ 第4回 西東京市役所田無庁舎



■ ワークショップ結果

・第1回 郷土資料室

下野谷遺跡	
りあるな家！！中もすごかった！！	この空は 4000 年前につながっている そして...明日にも...
竪穴式住居入ってきました！！	しーたとのーやにあいたいなあ！
民具や農具	
すごお～い！田無の職人さんが作った乳母車	
田無神社本殿	
細か～い彫刻が“迫力満点”	
武蔵国新座郡上保谷村絵図	
おもしろ～い！昔の地図にある道が今も同じだあ	
戦争遺産	
近くで見るとゾッとしちゃう...	
郷土資料室	
ジオラマは資料室の宝ものだあ！	工夫をこらした展示！
すごい迫力！かっこいい！！	来てみてビックリ！いいじゃん資料室
昔のオープンリールレコーダーなど貴重なものを見られました！	
かつて保谷にあった「民族学博物館」	
西東京に民博があるのを初めて知りました！	アッ～。今もあつたら西東京市の文化遺産！
武蔵野うどん（郷土料理）	
うどんがとくべつな日に食べるなんて知らなかった	食べたことある！おいしかった！！
モチッとあったかい武蔵野うどん	昔はおうどん。今はケーキがお誕生日のごちそう？
茨木のり子	
国語の教科書に載っていた人だあ！	
藍の栽培と藍玉	
♡アイがいっぱい西東京	
田無ばやし	
元祖ブキウギ♪元気がでるヨ～	
屋敷林と民家	
紅葉と竹林がキレイ！！	
縄文土器	
岡本太郎が大好きな土器がいっぱい！	
地蔵菩薩石像	
—	

・第2回 下保谷四丁目特別緑地保全地区

下野谷遺跡	
イベントで学べる！！	縄文ロマンを感じます♡

犬の散歩で寄りたいです。	遠い昔を想像します
民具や農具	
昔、人が住んでいたんだ！	昔の道具楽しそう☆
田無神社本殿	
たくさんのパワーをもらえるステキな場所	これが好き！！
心が豊かになりますね	職人技がみどころ
年に一度、中に入って見られるみたいです。今年、見て感動しました。ガイド付で楽しかったです。	
武蔵国新座郡上保谷村絵図	
いいね！！	新座郡保谷だったの？
新座郡保谷だったんだ	もっと知りたい
戦争遺産	
戦争ダメ絶対！！	昔があるから今がある 子どもたちに伝えましょう
郷土資料室	
かっこいい！	西東京市の歴史を知ろう！
時々来させてもらっていて、いつも感動しています。	
かつて保谷にあった「民族学博物館」	
民族学博物館跡地に復活させてください！！歴史的記憶のために	
これは残ってほしかった！！	民族学博物館が残っていたら良かったのに
子供の頃ここで遊んだ思い出が蘇って懐かしかった。	
武蔵野うどん（郷土料理）	
うどんがおいわいの日に食べられていることがわかりました。	
うどん食べたいーおいしそー	コシのある太いうどん♡
茨木のり子	
のり子さんの詩大好きです 強く優しい憧れの女性です	
すてきな詩 じっくり読みたいです	詩が好きです♡
藍の栽培と藍玉	
藍染は虫がよらないと言われ軍手、Tシャツなど着用していました 孫達にも葉だけでないもの知ってほしい	
そめたいな	藍染やってみたい
田無ばやし	
伝統芸、いつまでも守っていただければありがたいです	
屋敷林と民家	
俳句の句材が満載です！	おうちがスゴイ！
広くて紅葉が美しい	もりがすき
東京とは思えない空気のよい広い場所よかったです。紅葉もきれいでした。	
夏に子どもとセミのぬけがらをたくさん見つけました！	
縄文土器	
どき どつきどき	縄文ロマン！！

地蔵菩薩石像
たぶん目印になる？（まいごにならないように！）

・第3回 東伏見コミュニティーセンター

下野谷遺跡	
縄文時代の人々の暮らしが知れてとても面白そう！	
今も昔も愛されている場所！近所の人々の拠り所となっています	
縄文 4,5 千年前、1000 年間、ここで住んでいた人がいます！下野谷	
民具や農具	
小学校？郷土資料室！！ 部屋ごとに！いろいろ 民具？縄文土器？	
未来の家具として、再生してほしい。	
田無神社本殿	
12/31 だけ中に入れる！！	犬の散歩でホッとひと息
神社と日本の民俗に興味有るからぜひ行きたいだ！！	
武蔵国新座郡上保谷村絵図	
ここはどこ？？コミセンはどこ？！搜してみよう歩いてみよう	
戦争遺産	
早く戦争をやめてくれ！	
郷土資料室	
文化財とみんながつながる Museum ミュージアムがほしい！！	
下野谷遺跡公園に資料室がほしい	
かつて保谷にあった「民族学博物館」	
1 万円札になる渋沢栄一の孫敬三が作ったヨ	
武蔵野うどん（郷土料理）	
コシが強い武蔵野うどん 入れ歯をして食べましょう	
武蔵野うどん コシのある太麺が特徴！小麦の味が良くわかります♡	
茨木のり子	
読んでみたいです！！	心の中に残る言葉を大切にしたい！
藍の栽培と藍玉	
アイ・愛・藍（イラスト）サルだヨ アイアイ アイアイ	
田無ばやし	
コミセンライブにも出演してネ♪	昔ながらの続けてほしいです。
後継者求む！	伝統芸能なので、地元中学生にも勉強してもらおう
屋敷林と民家	
陽だまりのゆったりした散歩コース。	趣がある。撮影とかに使えそう！！
憩いの場 四季が楽しめる	四季折々、楽しめる！野草園で珍種発見
縄文土器	

縄文時代を学んで体験できる街！西東京市
下野谷遺跡公式キャラクター「しーた」と「のーや」♡ かわいかったよ♡ペットもいるらしい♡
地藏菩薩石像
ずっと見守ってくれています。ありがとうお地藏様
谷戸にあります。住友重機工業前「発想の森」の入口です。

・第4回 西東京市田無庁舎

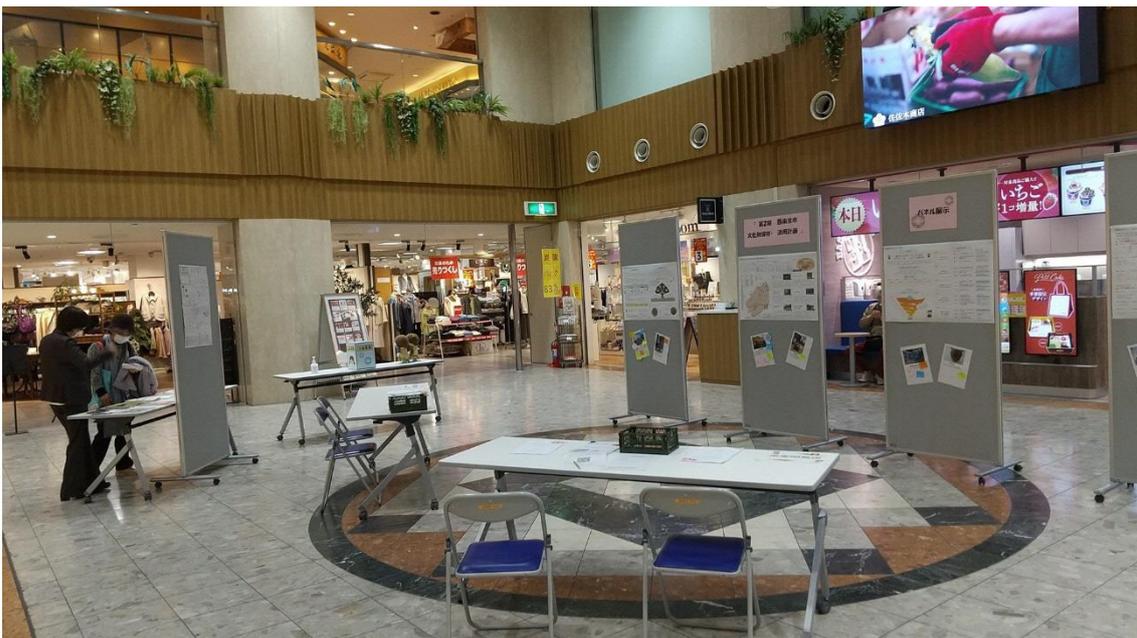
下野谷遺跡	
竪穴式住居見ました！スゴイ！！	5000年前に行ってみたい！！
学芸員さんの話がとても良いんです！ぜひ、お話をきく機会をふやしてください。	
民具や農具	
interessante!!	
田無神社本殿	
田無愛が深まりました	彫刻がすばらしい。
武蔵国新座郡上保谷村絵図	
地域の歴史を感じますね！貴重な資料です。	
戦争遺産	
忘れてはいけない歴史の1page	
郷土資料室	
子供のなつやすみの自由研究で行ったコトあります。西東京の歴史を知るにはもってこい。	
かつて保谷にあった「民族学博物館」	
ここに行きたい	
武蔵野うどん（郷土料理）	
先日食べました	食べごたえばつぐん！！杯で大満足
茨木のり子	
えっ！！この人西東京市に住んでたの??	
藍の栽培と藍玉	
やってみたいなあ！	気になる藍づくり！！
田無ばやし	
テンボ良いです！！のりのりです。	
屋敷林と民家	
野草園がステキです！	子どもとあそびに行きたいです
縄文土器	
本物は迫力がちがう！	
地藏菩薩石像	
そっと手をあわせる そんな場があるまちが好き！	

④市民意見提出手続(パブリックコメント)

目的	「第2期西東京市文化財保存・活用計画(素案)」に対する市民の考えや意見を広く把握し、計画策定の資料とする
調査期間	令和6年1月24日～2月23日
提出意見	8件(7名) (ご意見は全て、以下の市民説明会パネル展示でお受けしました)

■市民説明会パネル展示でのご意見

目的	「第2期西東京市文化財保存・活用計画(素案)」に対する市民の考えや意見を広く把握し、計画策定の資料とする
調査期間	令和6年2月15日 10時～17時
場所	アスタセンターコート



【お寄せいただいた主な意見(要約)】	【市の検討結果】
下野谷遺跡等の文化財のお菓子の開発などは行わないのか。(1件)	文化財を活用した地域事業者と連携したまちの魅力づくりとして、ブランドの創出に活かします。
YouTube 等を活用した史跡等の文化財の紹介動画の作成推進が必要。(1件)	文化財情報の発信として、デジタル技術を活用した情報の発信を行います。
主要な街道と社寺との関係がわかる地図があるとよい。解説があればさらに良いと思う。(1件)	文化財に親しめる刊行物等による情報発信といった事業を推進します。
田無駅周辺には江戸時代の街並みや人々の生活を想像できる施設や環境が多数残されているが、現在では活かされていない。これらを地域や商店会の活性化・観光等に活かすような方策が必要ではないか。 具体的には、まちあるき、水車などの復元、ARの活用など、市民ガイド、案内所や休憩所の設置。(1件)	本計画では、わかりやすく市の歴史文化を理解していただくために、一定のまとまりをもつ文化財群により6つのストーリーを組みあげます。 その中で、「街場と生産場をつなぐ大動脈」として、江戸の田無の物語を掲載いたします。 それに関連する文化財の保存と活用に関しては、本計画にて示している「歩いて楽しむまちなか文化財」と「下野谷遺跡」の2つのモデルを参考に、ご指摘に関する具体的な取組も検討してまいります。
公民館や図書館と連携して、地域の歴史を学ぶ講座や活動に活発に取り組む必要がある。十年前と比較するとこのような取組が少なくなったと感じる。(1件)	文化財等を活用し、公民館や図書館と連携し、生涯学習の取組を進めてまいります。

## 西東京市文化財保護条例

平成13年1月21日

条例第79号

改正 平成17年3月30日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法及び東京都文化財保護条例(昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。)の規定による指定を受けたもの以外の文化財で西東京市(以下「市」という。)の区域内にあるもののうち、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに文化の向上に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の価値が高く、考古資料等の学術上の価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

(4) 旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの(以下「史跡」という。)

(5) 庭園その他の名勝地で市にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの(以下「旧跡」という。)

(6) 生物、無生物及び特異な地質学的形態で学術上の価値の高いもの又は著名な由緒あるもの(以下「記念物」という。)

(市等の責務)

第3条 市は、文化財が歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

(指定)

第4条 西東京市教育委員会(以下「委員会」という。)は第2条の文化財のうち、市の区域内にあるもので、市にとって特に重要なものを西東京

市文化財(以下「市文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の指定をするには、委員会はあらかじめ次に掲げる者の同意を得なければならない。

(1) 第2条第1号及び第3号から第6号までの文化財については、所有者及び権原に基づく占有者がある場合はその占有者(以下「所有者等」という。)

(2) 第2条第2号の文化財については、その保存に当たっている者(以下「保持者」という。)

(解除)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市文化財の指定を解除する。

(1) 市文化財が滅失したとき。

(2) 市文化財が著しくその価値を失ったとき。

(3) 市文化財が市の区域外に移ったとき。

(4) 市文化財が法の定めるところによる国の指定又は都条例の定めるところによる東京都(以下「都」という。)の指定を受けたとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、委員会が適当と認める理由のあるとき。

(諮問及び報告)

第6条 委員会は、第4条又は前条の規定により、市文化財の指定又は指定の解除をしようとするときは、西東京市文化財保護審議会に、諮問しなければならない。ただし、都の指定又は国の指定を受けたことにより指定の解除をしようとするときは、報告を行うことによりこれに代えることができる。

(告示、通知及び指定書の交付等)

第7条 第4条の規定により指定をしたときは、委員会は、その旨を告示し、所有者等又は保持者(以下「管理者」という。)に通知するとともに、管理者に指定書を交付しなければならない。

2 第5条の規定により指定の解除をしたときは、委員会は、その旨を告示し、管理者に通知しなければならない。

3 管理者は、前項の規定により通知を受けたときは、通知を受けとった日から30日以内に指定書を委員会に返付しなければならない。

4 指定及び指定の解除は、第1項及び第2項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

(保存地域の設定)

第8条 委員会は、市指定の有形文化財、市指定の有形民俗文化財、市指定の史跡、市指定の旧跡及び市指定の記念物のうち、保存のため必要であると認めたものについては、所有者等の同意を得て、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

(保存施設)

第9条 委員会は、市指定の有形文化財の建造物、市指定の有形民俗文化財の衣服、器具、家屋その他の物件、市指定の史跡、市指定の旧跡及び市指定の記念物のうち、保存のため必要であると認めるものについては、所有者等の同意を得て、これに必要な保存施設を設置し、所有者等に管理させることができる。

(注意義務)

第10条 市文化財の管理者は、当該市文化財の管理及び活用について、常に善良な注意を払わなければならない。

(管理責任者)

第11条 市文化財の管理者は、特別の事情があるときは、自己に代わりその市文化財の管理に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

2 市文化財の管理者は、正当な理由があるときは、管理責任者を変更し、又は解任することができる。

3 前2項の規定により、管理責任者を選任し、変更し、又は解任したときは、市文化財の管理者は速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

4 管理責任者には、前条の規定を準用する。

(権利義務の継承)

第12条 市文化財の管理者に変更があったときは、変更後の管理者は、この条例並びにこの条例に基づいて発する西東京市教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)及び委員会の指示又は処分による変更前の管理者の権利義務を継承する。

(届出事項)

第13条 市文化財の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 市文化財について権原の移動が生じたとき。
- (2) 市文化財が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたとき。
- (3) 管理者又は管理責任者の氏名、名称又は住所が変更したとき。
- (4) 市文化財の保存上考慮すべき事態が予知されるとき。

(許可事項)

第14条 市文化財の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 市文化財の現状を変更しようとするとき。
- (2) 市文化財の所在地を変更しようとするとき。

(経費の負担)

第15条 市文化財の管理、修理又は復旧(以下

「管理等」という。)に要する経費は管理者の負担とする。ただし、管理等に多額の経費を要し、管理者がその負担に堪えられない場合その他特別の事情がある場合は、その経費の一部に充てるために市長は管理者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項ただし書の補助金を交付する場合には、市長はその補助の条件として管理等に関し必要な事項を指示するとともに、委員会は必要であると認めるときは、指揮監督をすることができる。

3 市長は第1項ただし書の補助金の交付を受ける市文化財の管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部は返還させることができる。

(1) この条例並びにこれに基づいて発する委員会規則及び委員会の指示に違反したとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の方法により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(有償譲渡の場合の納付金)

第16条 前条第1項ただし書の補助金の交付を受けた市文化財を有償で他人に譲渡したときは、管理者は当該補助金から補助による管理等が行われた後に管理等のために自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。ただし、市文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情のある場合は、納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(公開)

第17条 委員会は、市文化財の管理者に対し、6月以内(市指定の無形文化財にあっては、20日以内)の期間に限って委員会の行う公開の用に供するため、その市文化財の公開を求めることができる。

2 委員会は、市文化財の管理者に対し、3月以内(市指定の無形文化財にあっては、10日以内)の期間に限って、その市文化財の公開を求めることができる。

3 第1項の規定により提供のために要する経費は市の負担とし、前項の規定による公開のために要する経費は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 委員会は、第1項の規定により市文化財が提供されたときは、その職員のうちから管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 第1項の規定により、提供したことに起因して市文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、その所有者等に対し通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者等の責めに帰すべき理由又は天災

等により滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(報告)

第 18 条 委員会は、必要があると認めるときは管理者に対し、市文化財の現状又は管理の状況につき、報告を求めることができる。

(記録の作成等)

第 19 条 委員会は、国、都又は委員会が指定した文化財以外の文化財及び生活、生業、風習等の推移を示す無形の民俗資料のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は適当な者に対しその記録の作成若しくは保存をさせることができる。

(委任)

第 20 条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

(罰則)

第 21 条 市文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、1万円以下の罰金又は科料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 1 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前までに、田無市文化財保護条例(昭和 38 年田無市条例第 3 号)又は保谷市文化財保護条例(昭和 46 年保谷市条例第 16 号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 13 年 6 月 29 日条例第 201 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日条例第 10 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 文化財保護法(抜粋)

### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十五条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第九条、第十条、第十二条、二十二条、三十一条第一項第四号、第五十三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

## 市指定文化財 概要一覧

### 国名勝.....

#### 小金井（サクラ）

江戸時代中期の8代将軍吉宗の時代(18世紀前半)に大岡越前守忠相おおおかえちぜんかみただすけの命により、ヤマザクラの苗種を、玉川上水堤に植え付けて桜並木としたものです。

### 国史跡.....

#### 玉川上水

江戸時代前期の承応2年(1653年)に完成した用水で、江戸市中への給水に大きな役割をはたしました。その後、武蔵野一帯にも様々に分水され、灌漑用水や新田開発等に利用されましたが、市内にも田無用水(田柄用水を含む)・千川上水・関野分水・梶野分水等がありました。

#### 下野谷遺跡

縄文時代中期(今から約4千年~5千年前)の環状集落であり、南関東では傑出した規模と内容を持っています。直径約150メートルの集落は、住居跡群、墓と考えられる穴土坑(墓などと考えられる穴)群、掘立柱建物(倉庫などと考えられる建物)群などで構成されており、縄文時代中期の典型的な形態をしています。さらに、谷を挟んだ東側には、下野谷遺跡東集落というべき、ほぼ同時期の環状集落が存在しています。集落の継続期間が1000年間と非常に長く、また、住居跡や土坑が密集して見つまっていることなどから、下野谷遺跡は石神井川流域の拠点となる集落だったと考えられています。

国の指定においては、開発の著しい首都圏において、このような大集落が、ほぼ全域残っていることは極めてまれであり、未来に残すべき貴重な文化遺産であると高く評価されています。

### 都指定文化財.....

#### 田無神社本殿・拝殿

本殿は、安政5年(1858年)に大工鈴木内匠すずきたくみ、彫工嶋村俊表しまむらしゅんびょうが建築したもので、全面に極めて優れた彫刻があり、江戸の堂宮建築の高度な水準を示す貴重な建物です。拝殿は、明治8年(1875年)に地元の大工が建築したもので、地域の大工の技量がなお高い水準を保っていたことを良く示しています

### 市指定文化財.....

#### 市指定第1号 石幢六角地蔵尊

安永8年(1779年)建立。6本の別れ道に立ち、六道輪廻ろくどうりんねを救済するといわれる地蔵菩薩を各面に一体ずつ浮彫りし、脚部にそれぞれの道の方向を示す道標が刻まれています。以前は、所沢街道をはさんだ向い側にありました。

#### 市指定第2号 田無ばやし

田無には祭囃子ばやしがありましたが、完成されたものではありませんでした。しかし、明治末期に西林源六氏にしほやしげんろくが関東一の御囃子おはやしの名人といわれた多摩郡千歳村船橋(現・世田谷区)の内海軍次郎氏うちみづらじろうに弟子入りし、それまでの古い田無囃子を改良して今日の「速間流田無囃子はやまりゅう」を完成させました。現在は「速間流田無ばやし保存会」が伝承しています。

#### 市指定第3号 延慶の板碑

谷戸地域の横山道付近で発見されたもので、延慶(1308年~1311年・鎌倉時代)の年号があり、今の所、市内最古の板碑です。大日如来の種子(本尊)が刻まれています。鎌倉時代にすでに谷戸地域に人家があったことを立証する、貴重な資料です。

#### 市指定第4号 稗倉

天保9年(1838年)、田無村名主下田半兵衛富永は、飢饉に備えて稗を貯える方法を代官に願い出て、自宅の庭に五百石入りの稗倉1棟を自費で建てました。貯穀は名主ほか主な百姓39人で百両を出金し、それを貸し付けた利子で年々稗を貯えました。干支にちなみ12室に分けられており、年々一室分を詰め替え、古穀を貧困者や罹災者等に分配しました。文久3年(1863年)に一度建て替えられ、後に明治6年(1873年)に用済みとなり、分割された一部がこの稗倉です。

#### 市指定第5号 下田家文書(公用分例略記)

下田家が田無村名主になってから代々の当主によって書き残されたもので、代官から村役人に通告した「御触れ」全10巻、名主から代官への訴状「訴」全7巻の計17巻からなります。編集されたのは嘉永6年(1853年)ですが、記録は慶長元年(1596年)に遡ります。

#### 市指定第6号 北芝久保庚申塔

北芝久保地区に入植した百姓18人の庚申講中が延宝2年(1674年)に建立しました。碑面は、中央に文字が刻まれ下に三猿の浮彫りがあるだけで、青面金剛像は無く、古い作風を伝えます。多摩地域全体でも、特に初期に建立されたものです。

#### 市指定第7号 養老田碑

安政年間(1854年～1859年)建立。江戸時代後期の凶作相次ぐ時代に、村内の貧困者や老人を保護したことなど、田無村名主下田半兵衛富永の行った善政を、子孫に伝えるための碑文が刻まれており、当時の民政資料として貴重です。碑文は幕末の著名な儒学者安井息軒、揮毫は田無村の医者であった賀陽 濟(玄順)の筆によります。

#### 市指定第8号 養老畑碑

安政年間(1854年～1859年)建立と推定されています。江戸時代末期の政情不安な時代に、田無村名主下田半兵衛富永は、安政元年(1854年)に自分の所有地1町歩(約1ヘクタール)を養老畑として提供しました。この碑は、当時養老畑のあった場所(現・田無神社の裏手付近)に標識として建立されたと推定されており、民政資料として貴重です。

#### 市指定第9号 下田半兵衛富宅の木造(附 厨子)

安政6年(1859年)に下田半兵衛富宅の子息三右衛門富潤が、父富宅58才の時に製作しました。寄木造り、玉眼の座像で、厨子の扉裏に富宅の功績が漆書きされており、当時の民政資料として貴重です。

#### 市指定10号 獅子頭(雄獅子・雌獅子)

嘉永3年(1850年)製作、元治元年(1864年)修理。神前に奉納する獅子舞の獅子頭で、金箔で仕上げられており、美術的にも優れたものです。2頭の獅子頭は、田無村上宿と下宿が神楽を競い、毎年作柄の豊凶を占ったと言われていたのですが、後には雨乞いの際の獅子頭として村人から利用されました。

#### 市指定第11号 高札(火付ヶ御文言高札)

高札は一定期間高札場に掲げられ、村民に対して周知を図るものです。この高札は、正徳元年(1711年)に江戸幕府により全国的に掲示されました。田無村は享保15年(1730年)に村の中心部で大火があり、高札場も焼失しました。その後も数度の火災があったので、長期間掲示されたようです。桧材一枚板に墨書されており、七箇条からなります。

### 市指定第 12 号 人馬賃銭御定メ掛札

田無村は「八方江之継場」で交通の要所にあたり、公用・私用の人(駕籠)や馬の利用が多い宿場町でした。田無村名主下田半兵衛富宅は、駄賃表を明示して紛争を防ぐため、安政 2 年(1855 年)道中奉行に高札の下付願いを提出し、安政 4 年(1857 年)4 月に下げ渡しになりました。近郷の宿駅 8 カ所への距離、人馬賃銭等が墨書されています。

### 市指定第 13 号 葦山笠(名主用)

治安が乱れた幕末の文久 3 年(1863 年)、伊豆葦山代官江川太郎左衛門は幕府の許可を得て、農兵隊を組織しました。葦山笠は江川がその時考案したもので、日本の武将の陣笠とフランス軍の帽子の形とを折衷しています。楮生紙で観世縫りを作り帽子型に編み上げ、黒漆を塗って仕上げられてあり、名主用は笠の周囲を金色で縁取りしてあります。田無村のものは慶応 2 年(1866 年)に製作されました。

### 市指定第 14 号 十王堂一字建立の碑

教観法師が延享 2 年(1745 年)にこの地に「十王堂」を建立し、十王尊像 2 体を納めた記録の碑です。「十王堂」は「閻魔堂」と呼ばれ、向台地域の農民の寺・集会所であり、寺子屋も開かれました。なお、この碑の左側面には延享 3 年(1746 年)の石橋供養の陰刻があり、堂宇建立の翌年、橋供養を兼ねてこの石碑が建てられたようです。

### 市指定第 15 号 玉井寛海法師の墓

寛海法師は明治の初めに閻魔堂の道心(住職見習)となり、寺子屋を開きました。法師の没後、その徳を偲んで筆子(生徒)86 人がこの墓を建立しました。建立された年代は不明ですが、「田無町」と刻まれているので明治 12 年(1879)以降です。

### 市指定第 16 号 撃剣家並木先生の墓

文政 8 年(1825 年)に田無村に生まれた北辰一刀流の剣豪並木胤繁は、明治 4 年(1871 年)に 46 才で亡くなりましたが、十周忌の明治 14 年(1881 年)に門下生 39 人が建立したものです。万延の頃から多摩地域は天然理心流が全盛になりますが、田無付近は北辰一刀流の地盤であったことを示す良い資料です。

### 市指定第 17 号 南芝久保庚申塔

延享 2 年(1745 年)に田無村南芝久保の講中 38 人が建立。特徴は青面金剛像が左の第一手に「ショケラ」と呼ばれる女人の髪の毛らしきものを握っていることですが、これが何であるかは定説がありません。「ショケラ」を持つのは田無地域では他に無く、保谷地域も 2 例だけです。

### 市指定第 18 号 地租改正絵図

明治 6 年(1873 年)の地租改正条令により、全国的に土地測量が行われました。田無村では、明治 6 年に着手し、地引絵図が明治 8 年(1875 年)に、明治 8 年の土地台帳が明治 9 年(1876 年)に完成しました。現在 5 巻の軸物に仕立てられ、一筆毎に地番が付けられ、道路・川・水路が記入されています。田無の地積図の原典です。

### 市指定第 19 号 文化九年検地図

青梅街道沿いの短冊状の屋敷図と周辺の状況が描かれた村絵図で、文化 9 年(1812 年)に作成されました。寛文 10 年(1670 年)、元禄 3 年(1690 年)、享保 18 年(1733 年)、元文元年(1736 年)、安永 6 年(1777 年)などに行われた検地の場所を色分けしてあり、全ての屋敷の位置もわかります。また、寺社地や川・水路などの特別地も色分けしてあります。きわめて正確に測量されており、3 千分の 1 の縮尺(5 間 1 分の割)で表示されています。ただし、青梅街道の道幅のみ 600 分の 10 にしてあります。

### 市指定第 20 号 文字庚申塔

新町の全域は享保 9 年(1724 年)から上保谷新田として開発された新田村でしたが、天明 4 年(1784 年)に五日市街道から上保谷新田に入る道(鈴木街道)の入口に、この庚申塔が建てられました。塔の下部には道標が銘文してあります。塔正面の左脇には、他の庚申塔に例を見ない「五穀成就」と彫られています。平成 10 年(1998 年)に道路拡幅に伴い、現位置に移動したもので、原位置はより東でした。

### 市指定第 21 号 招魂塔

塔身の正面に「招魂塔」とあるだけで、建立の趣旨を何も記していませんが、品川県社倉門訴事件(御門訴事件)の犠牲者の慰霊碑とされています。御門訴事件は、県が強行した社倉米の金納化に反対した武蔵野新田の農民が、明治 3 年(1870 年)1 月 10 日深夜に東京浜町の県庁に集団門訴を決行し、弾圧された事件でした。その後、明治 12 年(1879 年)に新田の「総村中」が建立しました。以前は墓地の南側にありましたが、五日市街道の改修で北側に移されました。

### 市指定第 22 号 六角地藏石幢

ほぼ正六角形の石柱で、各面の上部に 6 体の地藏菩薩を浮彫りにし、その下に銘文を施しています。「つや」という女性と「光山童子」の菩提を弔うために寛政 7 年(1795 年)に建立されました。富士街道と深大寺道とが交差する所に建ち、道標を兼ねています。

### 市指定第 23 号 青面金剛庚申像

二鶏三猿を刻んだ台石の上でうづくまる邪鬼を踏まえた青面金剛の全身像です。市内に丸彫りの青面金剛全身像はこの 1 体だけです。この庚申像の立つあたりは上保谷村の中心であり、「榎の木」と呼ばれることから「榎の木の庚申様」として親しまれました。正徳 4 年(1714 年)に上保谷村庚申講中 18 人により造立されたものです。元は 6 腕でしたが、昭和 20 年(1945 年)の米軍の爆撃で向かって右 2 腕と左 1 腕を失いました。

### 市指定第 24 号 又六石仏群

旧上保谷村又六の五つ角に建っていますが、全て又六の講中が造立したものです。安永 5 年(1776 年)造立の六地藏石幢を中心に、向かって左側に上保谷で最も古い元禄 10 年(1697 年)の青面金剛庚申塔と寛政 10 年(1798 年)の同庚申塔を、右側に明治 30 年(1897 年)の地藏菩薩立像 2 体を安置してあり、他に造立年不詳の地藏菩薩坐像があります。江戸時代に地藏信仰と庚申信仰が重なりあったことを示す良い資料です。なお、都道が拡がる前は 8 月 24 日に盂蘭盆の縁日が立ち、又六の念仏講中が祠の前庭で「念仏申し」を行っていました。

### 市指定第 25 号 田無村御検地帳

元禄 3 年(1690 年)、幕府は田無村の代官領を検地し、その記録の正本 1 組 7 冊を田無村に下げ渡しました。この文書は第 7 冊目で、屋敷分と全体の総計である「寄」の部分からなっています。田無村の検地帳として二番目に古いものです。最古の寛文 10 年(1670 年)の検地帳が開扉不能であるため、内容がわかるものとしては最古ですが、他の 6 冊は虫食いがひどく判読さえ不可能です。当時の農業生産状況やその年貢高等が推定でき、青梅街道の街場形成も推察できるので、江戸時代中期の村勢を知る上で重要な資料です。

### 市指定第 26 号 真誠学舎関係文書

明治 5 年(1872 年)に施行された学制に基づき、田無村では明治 6 年(1873 年)8 月、無住寺となっていた密蔵院(現在の總持寺東隣り)に手を入れて「真誠学舎」を開校しました。当時の関係文書 4 点は、田無村初等教育の草創を物語る貴重な資料です。真誠学舎は、現在の田無小学校の前身です。

### 市指定第 27 号 尉殿権現 神号額

江戸時代に尉殿権現社(現・田無神社)の拝殿に掲げられていましたが、明治元年(1868 年)の「神仏混淆相改令」によって、別当寺であった西光寺(現・總持寺)に引き取られました。江戸時代中期の作と考えられ、田無神社の旧神号を伝える貴重な資料です。檜材で作られ、額縁は花頭曲線による装飾です。

### 市指定第 28 号 柳沢庚申塔

享保 8 年(1723 年)、青梅街道と飯能(所沢)街道の追分(分かれ道)に付近の住民 23 人の講中が建立したもので、道標を兼ねていました。台石を含めた塔の高さ 3 メートル余、荘厳で見事な容姿を持ち、当時の田無村の経済的繁栄を誇示するかのようですが、このような大型の庚申塔は多摩地方でも珍しいものです。昭和 40 年(1965 年)頃、所沢街道拡幅のため移設されました。その後、平成 18 年(2006 年)に現所在地に移設され、建立当時に比較的近い場所になりました。

### 市指定第 29 号 旧下田名主役宅

下田家は、江戸時代中期以降の田無村の世襲名主です。役宅は市内最古の民家で、安政 4 年(1857 年)に建設されました。当初の遺構の大部分は保存され、昔のたたずまいを残しています。木造入母屋造三層(現在は二階建)の茅葺[昭和 60 年(1985 年)に銅版葺にする]です。この役宅には、安政 4 年(1857 年)4 月 21 日に時の老中 3 人他幕閣重臣 25 人が、明治 16 年(1885 年)4 月 16 日には明治天皇がそれぞれ立ち寄られたことがありました。

### 市指定第 30 号 木彫彩色三十番神神像

三十番神は、日蓮宗において 1 カ月 30 日間、三十柱の神々が番代わりに日蓮宗の僧侶・寺院・信徒を守護するとされた神社でしたが、明治元年(1868 年)に神仏分離に基づく施策として三十番神信仰は禁止となり、多くの番神神像が失われました。下保谷村の村鎮守三十番神も廃止されて天神社となりましたが、その神像は密かに別当寺であった福泉寺に移され、今日まで保存されています。この三十番神神像は、江戸時代後期頃の作ですが、下保谷村における近世末期までの村鎮守信仰の伝統を物語る貴重な歴史遺産です。

### 市指定第 31 号 木彫彩色俱利伽羅不動明王像

江戸時代前期頃の造立。上保谷村鎮守尉殿権現社(現・尉殿神社)に祀られていた仏像の神体です。明治元年(1868 年)の神仏分離令によって、権現号と共にその信仰を禁止(廃仏)されましたが、氏子によって保存され、現在はかつての別当寺である寶見院に収蔵されています。上保谷村尉殿権現を分祀したと考えられる田無村鎮守尉殿権現(現・田無神社)の神体 2 体(現・總持寺蔵)を除いて、『新編武蔵風土記稿』にも同不動像を村の鎮守神として祀った例はなく、極めて珍しい文化財です。

### 市指定第 32 号 石製尾張藩鷹場標杭

江戸時代中期の享保 2 年(1717 年)以後、尾張藩徳川家の鷹場(鷹を使って狩猟をするための場所)が復活しました。鷹場を囲んで境界線に 83 本の石杭が立てられ、上保谷村には 9 本の御定杭がありました。幕末に鷹場は廃止され、多くの杭が廃棄されましたが、上保谷村では 5 本が残っています。このようにまとまって残っている例はほとんどなく、歴史遺産として貴重です。

### 市指定第 33 号 總持寺のケヤキ

本樹は田無地域における最大級の単幹樹木で、市内の巨樹が近年とみに減少している中で貴重な存在です。天保 13 年(1842 年)から嘉永 3 年(1850 年)にかけて西光寺(現・總持寺)の本堂を再建した折に、その落慶を記念して境内に植えた樹木の内の 1 本であると言い伝えられています。

#### 市指定第 34 号 田無神社のイチョウ

本樹は単幹のイチョウとして田無地域で最大級の巨樹で、市内の巨樹が近年とみに減少している中で貴重な存在です。田無神社は、明治元年(1868年)の神仏分離令までは「尉殿大権現」と称し、西光寺(現・總持寺)の管理下に置かれていました。天保13年(1842年)から嘉永3年(1850年)の西光寺の本堂再建の折に記念植樹が行われましたが、これと期を同じくして植えられたと言えられています。

#### 市指定第 35 号 水子地蔵菩薩立像

僧直道が悲願を立て廻国する途上、明和8年(1771年)に寶見院に建立したものです。水子を救済する地蔵菩薩の説話を元に、絵画風の構図を一石に彫刻した類例の少ない巧みな像容で、市内にこうした像容を持つ廻国僧の塔はこの1基だけで、貴重な存在です。

#### 市指定第 36 号 西浦地蔵尊

上保谷村西浦の念仏講中24人が享保4年(1719年)に建立したものです。田無宿から飯盛女が北へ向かって逃げ、このあたりで捕らえられて折檻されたり、首を縊ったりしたので供養のため建立したとの伝承があり、俗称「北向地蔵」と呼ばれています。講中は現在まで継承されており、毎年7月24日に西浦の大山講と共に祀っています。集落の信仰の伝統を続けるものとして珍しい存在です。

#### 市指定第 37 号 六地藏菩薩立像

幕末の万延元年(1860年)に上保谷村の東禅寺の檀家信徒たちの念仏講(基段に「上保谷村念仏講中」とある)が建立したものです。六道輪廻に苦しむ衆生を救済する地蔵菩薩の本願に由来して、江戸時代に入ると六地藏の信仰が庶民に広まり、各地に六地藏石仏が建立されました。

#### 市指定第 38 号 榛名大権現石造物群

榛名権現社は上保谷村下柳沢集落の鎮守でしたが、明治39年(1906年)の神社合祀令により尉殿神社に大正4年(1915年)合祀されました。しかし、氏子の強い希望により昭和17年(1942年)埼玉県さいたま市蓮見新田の村社を引宮したのが現在の氷川神社です。そして昭和59年(1984年)に、榛名の神は相殿ながらようやく正式に故地に戻りました。その長い由緒を伝える文化財が榛名大権現石造物群〔合祀以前の榛名大権現笠付塔(一対)…文政2年(1819年)造立、浄水盤…文化4年(1807年)造立、榛名大権現礎石…文久2年(1862年)造立〕です。

#### 市指定第 39 号 石燈籠一対

江戸時代前期の天和2年(1682年)に、本殿両脇に建立された石燈籠です。この時代の古文書に乏しい保谷地域において、背面に彫られた「上保谷村惣氏子」の銘文は貴重な記録で、尉殿権現社(尉殿神社の前名)が古くから上保谷村の惣(総)鎮守であったことを示しています。

#### 市指定第 40 号 奉納絵馬群

宝暦2年(1752年)に粟嶋明神として勧請された阿波洲神社は、上保谷新田の鎮守でした。ここに残る21枚の絵馬は中・小型のものばかりですが、江戸時代から大正時代にかけての心願の種々相や当時の風俗・習俗を伝える貴重な資料です。

#### 市指定第 41 号 一文銭向い目絵馬二枚

寶樹院は薬師如来を本尊とし、病氣平癒を願う信徒の信仰を集めました。「一文銭向い目絵馬」は江戸時代に眼病平癒を願って奉納されたものですが、縁日などに心願を込めて奉納された多数の絵馬の内、現存する貴重な2枚であり、寶樹院の薬師信仰を伝える資料でもあります。「向い目絵馬」の多くは墨書されましたが、これら2枚は寛永通宝を並べて平仮名の「め」の字2つを向かい合わせる位置にして貼ってあります。

#### 市指定第 42 号 <sup>すかわらみちざねせきぞう</sup> 菅原道真石像

江戸時代、下保谷村の鎮守は三十番神でしたが、その中に北野大明神＝菅原道真が配列されていた由緒から、境内に菅原道真石像を御神体とする天神社が摂社として祀られました。しかし、明治元年(1868年)の神仏分離に基づく施策により三十番神信仰は禁止になりました。そこで氏子たちは、前述の由緒から菅原道真石像を本殿に移し、社号を天神社に改めました。

#### 市指定第 43 号 <sup>かんのんじ ほうきょういんとう</sup> 観音寺の宝篋印塔

田無村並木九郎左衛門は、日本全国六十六カ国霊場に法華経を一部ずつ納経する六十六部日本廻国供養を成就し、寛保3年(1743年)にその記念塔とも言うべき宝篋印塔を造立しました。この宝篋印塔は、陀羅尼信仰に基づき陀羅尼の全経文を梵字で上部基礎に刻んでいますが、他に例が少なく、信仰の厚さを物語る貴重なものです。

#### 市指定第 44 号 <sup>うまか いちおおえま</sup> 馬駈け市大絵馬

明治17年(1884年)に観音堂に奉納されたこの絵馬は、村の祭りの日である「馬駈け市」を彷彿させる一等資料です。絵師は市を実見して描いたようで、如意輪寺の景観の中で行われた市の実際を極めてリアルに描写しています。

#### 市指定第 45 号 <sup>うじこじゅうほうのうだいもくとうにき</sup> 氏子中奉納題目塔二基

これら2基の題目塔は、村の大願を祈念して鎮守の神に日蓮宗の題目を奉唱した記念の塔で、当時の下保谷村鎮守三十番神に奉納され、神仏習合の信仰習俗を表しています。明治初めの神仏分離と廃仏毀釈にもかかわらず、そのまま神社境内に残されたもので、下保谷村が日蓮宗であったことを示す、貴重な文化財です。江戸時代後期の安永2年(1773年)・9年(1780年)に建立されました。

#### 市指定第 46 号 <sup>ほうやばやし</sup> 保谷囃子

保谷地域に唯一現存する祭囃子です。伝承では明治時代に、保谷生まれの菊さんという者が祭囃子を下総の葛西で、面踊りを埼玉県北足立郡野火止の菅沢で土地の神楽師から習い、当村若衆の有志連に伝授したといわれています。現在は「保谷囃子保存会」によって伝承されています。

#### 市指定第 47 号 <sup>いわふねじぞうそん</sup> 岩船地藏尊

江戸時代中期の享保4年(1719年)頃、濁世から浄土へ人々を送り渡すために地藏菩薩は丈夫な岩の船に乗って現れるという「岩船地藏」が、関東各地で流行しました。この岩船地藏も、上保谷村がその影響を受けて建立したと考えられ、当時流行った社会現象を記録する貴重な文化財です。享保4年建立、明治17年(1884)再建です。

#### 市指定第 48 号 <sup>はすみけもんじよ</sup> 蓮見家文書

旧下保谷村の名主であった蓮見家が所蔵する江戸時代前期寛永16年(1639年)から昭和20年(1945年)までの村政に関する文書他、同家の私的文書及び書籍から構成されており、近世から近代の下保谷地区と蓮見家の歴史を考察できる極めて有効な史料です。文書1,379点、書籍215点の計1,594点からなります。

#### 市指定第 49 号 <sup>ぼくまつ ようしきしょうじゅう</sup> 幕末の洋式小銃

万延元年(1860年)に米国から江戸幕府に贈られた米国製の前装式施条銃(ライフル銃)をモデルに、幕府の鉄砲製作所で文久元年(1861年)に製造を開始し、遅くとも元治元年(1864年)～慶応元年(1865年)までの間に生産された国産ライフル銃(ミニエ銃)です。国産品として工業技術史上も貴重な資料であり、幕末から明治元年(1868年)に田無を含む近隣地域に所在した貴重な郷土資料でもあります。

天神社拝殿

かつては日蓮宗の三十番神を祀り「番神様」と呼ばれていました。明治元年（1868年）に出された神仏分離令等により祭神を三十番神の中の一柱である菅原道真に改めました。その後も下保谷の鎮守として崇められ、今に至っています。

拝殿は、礎石に刻まれた年号から、天保5年（1834年）の建築とみられます。入母屋造りで、四方上部の小壁には「鍔絵」と呼ばれる技法を用い、漆喰で龍や波が描かれています。江戸後期から明治期に流行した技法で、市内には他に例がなく、大変貴重なものです。

## 用語集

### あ行

**アーカイブ** ..... p.34  
特定の目的をもって文書、写真、音源などの記録を収集、保管すること。

**圧痕倶楽部（あっこんくらぶ）** ..... p.3  
土器がつくられた当時の環境などを研究するために、下野谷遺跡の土器に残る植物などの痕跡を探し、調査する圧痕分析を行っている市民・専門家・行政職員で構成された団体。

**暗きよ（あんきよ）** ..... p.9  
蓋（ふた）がされていたり、地下に埋没されていたりする河川や水路のこと。遊歩道などになっているところも多く、市内でも、田無用水（たなしようすい）として使われていた用水が、現在は「ふれあいの小道」・「やすらぎの小道」になっている。

**板碑（いたび）** ..... p.10  
死者の供養のために立てられた卒塔婆（そとば）の一種で、中世において盛んに立てられた。市内最古の「延慶（えんぎょう）の板碑（いたび）」は、鎌倉時代にすでに谷戸地域に人家があったことを立証する貴重な資料である。

**ウェルビーイング** ..... p.2  
心身と社会的な健康を意味する。満足した生活を送ることができている状態、幸福な状態、充実した状態など多面的な幸せが持続している状態を示す。

### か行

**学制（がくせい）** ..... p.19  
1872年（明治5年）8月に発布され、日本の近代学校制度の基礎を定めた最初の規定。これにより全国に小学校が設置され、すべての子どもを就学させることとなった。国民がみな、義務教育を受ける思想が提示されている。

**賀陽玄雪（かやげんせつ）・玄順（げんじゅん）親子** ..... p.26  
賀陽玄雪（かやげんせつ）は備前岡山藩の医者であり、1823年（文政6年）に田無村を訪れ、医療活動を行い定住した。玄雪の死後、その子玄順によって医療活動は引き継がれた。この親子は文化的素養もあり、書を得意とし、市内外に残る碑文にその書が残る。

**官衙（かなが）** ..... p.10  
役所や官庁のこと。

**環状集落（かんじょうしゅうらく）** ..... p.10  
広場を竪穴住居が囲むように並ぶ形の集落のこと。下野谷遺跡に継続して集落がつくられた縄文時代に中期には一般的な形態で、下野谷遺跡東集落のように、広場には墓と考えられる土坑（土を掘り込んだ穴）群があり、周囲には竪穴住居とともに掘立柱建物がある場合も多い。下野谷遺跡の場合、同時期に併存していたかは確認できていないが、環状集落が東西に2つ隣接してつくられており、西側の集落が国史跡に指定されている。そのような集落の形態は双環状集落（そうかんじょうしゅうらく）と呼ばれ、地域の拠点となる集落と考えられている。

**管理・ガイダンス施設（かんり・がいだんすしせつ）** ..... p.49  
特定の文化財や文化財群の管理と見学者などへの情報提供を行う施設。

<b>関連文化財群（かんれんぶんかざいぐん）</b> .....	<b>p.6</b>
指定・未指定に関わらず歴史的、文化的、地域的関連性等のある文化財を周辺環境や関わる人も含めた一定のまとまりとして捉えた文化財群のこと。	
<b>原爆模擬爆弾（げんぱくもぎぱくだん）</b> .....	<b>p.28</b>
1945年（昭和20年）7月29日に、西武柳沢駅南にあるしじゅうから第2公園の東側に、強力な爆風を感じる爆弾1発が投下され、畑仕事をしていた女性ら3人が亡くなった。米軍資料及び関係者への調査により、原子爆弾の投下訓練のために全国約50か所で実施された作戦の一つであることが判明した。	
<b>講（こう）</b> .....	<b>p.11</b>
中世以降民衆の間で作られた地域の結社。集団参詣などを行うこともあった。	
<b>高札（こうさつ）</b> .....	<b>p.17</b>
一定期間、高札場（こうさつば）に掲げられ、村民に対して周知を図るもの。1711年（正徳元年）に江戸幕府により全国に掲示された。	
<b>庚申塔（こうしんとう）</b> .....	<b>p.17</b>
道教に由来する庚申信仰に基づいて建てられた石塔のこと。庚申塚、庚申供養塔とも呼ばれる。関東地方では数多く建立されており、石の塔や仏像、文字などさまざま存在する。市内では、庚申塔4基と庚申像1体が市指定文化財となっている。	
<b>御門訴事件（ごもんそじけん）</b> .....	<b>p.13</b>
1869年（明治2年）11月に当時の品川県が備蓄米（社倉）の取り立てを強行し、それに田無周辺の村々が反対し、1870年（明治3年）1月に日本橋の県庁に集団で歎願に赴いた。しかし、農民50人が不当に逮捕、拷問・獄死された。市内にはその犠牲者の慰霊碑として招魂塔が建てられている。	
<b>さ行</b>	
<b>散華乙女の碑（さんげおとめのひ）</b> .....	<b>p.28</b>
1944年（昭和19年）12月3日の中島飛行機武蔵製作所への第2回空襲で、防空壕（ぼうくうごう）に逃げた女学生4名が亡くなった。その慰霊碑として、1978年（昭和53年）に武蔵野大学キャンパスに建てられた。	
<b>しーたとのーや</b> .....	<b>p.33</b>
下野谷遺跡のPRとイベントなどの活性化のための生まれた下野谷遺跡の公式キャラクター、縄文時代の男の子の「しーた」と女の子の「のーや」のこと。家族や仲間もいる。市民のアイデアから生まれた。	
<b>したのや縄文の里（したのやじょうものさと）</b> .....	<b>p.20</b>
令和5年に市民公募で、史跡下野谷遺跡整備地につけられた愛称。	
<b>漆喰（しっくい）</b> .....	<b>p.24</b>
水酸化カルシウム（消石灰）を主成分とした固化材で、瓦や石材の接着や目地の充填、壁や天井等の上塗りなどに使われる材料のこと。	
<b>市民調査員制度（しみんちょうさいんせいど）</b> .....	<b>p.49</b>
市民力を活用した文化財保護を目的とし、西東京市が2020年度（平成2年度）から行っている制度。	

<b>縄文の森の秋まつり（じょうものもりのあきまつり）</b> .....	<b>p.31</b>
下野谷遺跡の普及、活用を目的に、史跡指定に先立つ 2007 年（平成 19 年）から市民や地域の商店会、関連団体、大学生などと西東京市教育委員会が協働で毎年秋に継続して、下野谷遺跡で行っている体験型のおまつり。	
<b>人馬継ぎ立て（じんばつぎたて）</b> .....	<b>p.24</b>
江戸時代の輸送で、人や荷物が宿ごとに人馬を変えて隣の宿へと継ぎ、送られていたこと。青梅街道がひらかれ、人馬継ぎ立て（継場）の役割を田無村が担っていた。	
<b>雑木林（ぞうきばやし）</b> .....	<b>p.4</b>
クヌギやコナラ等の広葉樹で構成された、人工的・意図的に作られた林（人工林）のことで、広義には人里周辺の入りやすい林の意を含み、里山と等しく用いられることもある。	
<b>惣代（そうだい）</b> .....	<b>p.12</b>
地域の代表者のこと。一定の地域の村々の名主（庄屋）の代表を意味する「惣代名主」などと使われる。	
<b>ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）</b> .....	<b>p.31</b>
人と人との交流を支援するサービス。Facebook、X（旧 Twitter）、LINE などのことを指す。	
<b>た行</b>	
<b>鷹場（たかば）</b> .....	<b>p.12</b>
鷹を使って狩猟をするための場所。市内には市指定文化財として、鷹場の境界線に立てられた石杭が5本残る。	
<b>田無宿（たなしじゆく）</b> .....	<b>p.11</b>
青梅街道で継馬をするためなどに作られた街道沿いの宿場。柳沢宿と呼ぶこともある。	
<b>地域博物館（ちいきはくぶつかん）</b> .....	<b>p.4</b>
収集、管理、研究、展示、活用といった博物館機能を有しながら、知識を教示し普及するだけでなく、地域課題を地域で生活する市民が主体的に発見し、解決するといった視点を持った博物館。そのため、地域資料が多くはなるが、課題の中には、生活の幅を広げ豊かにするといったものも含まれるため、地域を超えた文化遺産などに触れる場であることも必要であり、幅広く総合的な資料を扱う場合もある。市民の参加、体験が運営の主要な軸となることが特徴。	
<b>地下式壙（ちかしきこう）</b> .....	<b>p.11</b>
地下に掘られた穴で、中世には、死後一定期間遺体を安置する埋葬施設として使用されたものもある。市内では下柳沢遺跡から多数見つかっている。	
<b>地下水堆（ちかすいたい）</b> .....	<b>p.9</b>
地下水のうち、地下水面の盛り上がった部分。	
<b>宙水（ちゅうすい・ちゅうみず）</b> .....	<b>p.10</b>
地下水の上の地層に、地下水本体から離れて局部的に滞る地下水のこと。地表面に近い浅い位置にあり、井戸として利用されてきた。	
<b>継馬（つぎうま）</b> .....	<b>p.11</b>
江戸時代の輸送で、人馬を変えて荷物などを運ぶこと。	

**東京帝国大学農学部附属農場（現・東大生態調和農学機構）** ..... p.28

1935年（昭和10年）に本市に移転。長く東大農場の名称で市民に親しまれてきたが、2010年（平成22年）4月1日に東大生態調和農学機構（正式名称：東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構）に改組。

**デジタル化** ..... p.45

本計画では、紙や写真フィルムなどを媒体としたデータを電子データに置き換えることを指す。原本と合わせ保管し、公開、活用に役立てる。

**登録文化財制度（とうろくぶんかざいせいど）** ..... p.18

国は、届け出と助言を基礎として、指定文化財制度を補完する制度として1996年（平成8年）に有形文化財（建造物）に対して文化財登録制度を定めた。西東京市においては、文化財のリスト化と指定文化財よりも緩やかな保存を目的として制度設計を行っている。

は行

**旅籠（はたご）** ..... p.13

江戸時代に出現した食事を提供する宿泊施設のこと。街道の宿場ごとに多く存在した。

**バーチャルミュージアム** ..... p.2

パソコンやスマートフォンを用い、仮想空間に現実世界で鑑賞できる展示などを作り出したWeb博物館。

**榛名神社（はるなじんじゃ）の合祀（ごうし）反対運動** ..... p.26

上保谷村下柳沢集落の鎮守だった榛名権現社（はるなごんげんしゃ）は、1906年（明治39年）の神社合祀令により尉殿神社（じょうどのじんじゃ）に1915年（大正4年）に合祀された。しかし、氏子の強い希望により、1942年（昭和17年）に埼玉県さいたま市蓮見新田（はすみしんでん）の村社を引宮し、現在の氷川神社となった。そして、1984年（昭和59年）に榛名の神は、他の神と一緒に祀られることながらようやく正式に元の地に戻った。

**稗倉（ひえぐら）** ..... p.17

1838年（天保9年）、田無村の名主、下田半兵衛富永（しもだはんべえとみなが）が、飢饉（ききん）に備えて稗（ひえ、穀物の一種）を蓄える方法を代官に願い出て、自宅の庭に五百石入りの稗倉1棟を自費で建てた。名主ほか主な百姓39人で百両を出金し、それを貸し付けた利子で年々稗を貯蔵した。

**ふれあいの小道（こみち）・やすらぎの小道（こみち）** ..... p.22

青梅街道をはさんで通る南北の遊歩道。地下には暗渠となった田無用水が今も流れる。

**文化財保存活用区域（ぶんかざいほぞんかつようくいき）** ..... p.18

文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含めて文化財（文化財群）を核とした文化的な空間を創出するために、域内の地区特性や歴史文化の特性に応じて市町村が独自に設定する計画区域。文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針の中で示された。

**文化財保存活用大綱・地域計画（ぶんかざいほぞんかつようたいこう・ちいきけいかく）** .p.3

文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種の取組を進めていく上での基盤となるもの。平成30年の文化財保護法の改正で都道府県は「大綱」を、市町村は「地域計画」を策定し、文化庁の認定を受けることが義務付けられた。

## ま行

### まちなか先生 ..... p.45

地域人材の学校教育への活用を目的として2021年度（平成33年度）から西東京市で行われている制度。

### まちなか文化財 ..... p.6

指定・未指定に関わらず、市内にある文化財すべてを指す。本計画により示された文化財の呼称。

### 民族学博物館（みんぞくがくはくぶつかん） ..... p.3

渋沢栄一の孫にあたる渋沢敬三が1939年（昭和14年）に保谷に建てた日本初の野外展示物をもつ博物館。建設場所の選定にあたっては、下保谷の大地主の家に生まれ、敬三が主宰するアチック同人会にも参加していた、高橋文太郎の申し出があった。博物館の収集品には、国内外の人々の生活の道具（民具）などが多くあり、見学者だけではなく、多くの民俗学、民族学の研究者が集い、保谷は「民族学・民俗学の聖地」と呼ばれていた。1962年に資料は国に寄贈され、現在は大阪にある国立民族学博物館が保管している。

### 武蔵野（むさしの） ..... p.4

現在では、南を多摩川、西を入間川、北を荒川、東を隅田川に囲まれた武蔵野台地とほぼ同じ意味で使われている。関東ローム層の起伏する台地が連なり、最上部は黒土の土壌となっている。平安時代にはススキ草原、江戸時代以降には雑木林などの景観で語られる。

### ムラびと制度（むらびとせいど） ..... p.45

下野谷遺跡の保護に主体的に関わる人を「したのやムラびと」に登録し、その個人または団体の活動をとりまとめ、下野谷遺跡を守り未来に伝えるための制度。

## や行

### 養老畑（ようろうばた）・養老田（ようろうでん） ..... p.22

作物の収穫物を村内の生活困窮者や老人、往来での行き倒れ人らを救済するために設けられた畑のこと。田無村の名主、下田半兵衛富宅（しもだはんべえとみいえ）が、1854年（安政元年）に自分の所有地1町歩（約1ヘクタール）を提供した。現・田無小学校に1854～1859年（安政年間）に建立された養老畑碑が残る。

### 横山道（よこやまみち） ..... p.10

市域の東西に走る古道。名前は、鎌倉時代に八王子にいた武士団横山党から来ているとも考えられている。旧市域ごとに道の名称が異なっており、旧田無市では「フラワーロード」と呼ばれていた。

### 屋敷林（やしきりん） ..... p.4

風やほこりよけのため、屋敷などのまわりに作られた林や森。植えられた植物は、民具や農具の材料にもなった。

## ら行

### 歴史文化基本構想（れきしぶんかきほんこうそう） ..... p.2

社会の変化に応じた文化財の保存・活用に関する新たな方策として2007年（平成19年）に国の文化審議会により提唱された。地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広く捉え、その周辺環境までを含めて総合的に保存活用するための指針となるマスタープラン。

### 表紙写真

国史跡 下野谷遺跡	国史跡 玉川上水・国名勝 小金井(サクラ)	
保谷和太鼓	縄文の森の秋まつり	平和観音
ひばりが丘団地	田無ばやし	
都指定 田無神社本殿 (撮影:西濱 剛)	保谷のアイ	多摩六都科学館
	国登録 高橋橋家住宅	市指定 下田半兵衛富宅の木像

## 第2期西東京市文化財保存・活用計画

令和6年3月

編集 西東京市教育委員会教育部社会教育課

発行 西東京市教育委員会

〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13

042-464-1311(代表)